

第1章 栃木県の環境行政の枠組み

1 栃木県環境基本条例

(1) 条例制定の経緯

ア 栃木県環境保全基本方針の策定

本県では、かつて経済の高度成長期において、活力のある地域づくりを積極的に進めるとともに、「栃木県公害防止条例」や「自然環境の保全及び緑化に関する条例」などを基本として、公害の防止及び自然環境の保全に努めてきた。

この結果、生活や産業活動は、より豊かで活発なものとなり、本県の環境は、全般的に良好な状態を保ってきた。

しかしながら、本県においても、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする社会経済活動に伴う環境への負荷の増大により、大気汚染や水質汚濁などの都市・生活型公害の発生や、廃棄物の量の増大、さらには都市化による平地林の減少などの環境問題が生じてきた。

このため、平成5（1993）年11月の「環境基本法」の制定を契機に、環境保全対策に総合的に取り組んでいくための足掛かりとして、「栃木県環境保全基本方針」を平成7（1995）年3月に策定した。

この基本方針は、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な栃木県をつくりあげていくため、環境保全を進める上での基本的な考え方及び環境保全方策の展開の方向について明らかにした」ものであり、県、市町村、事業者及び県民のすべてが、環境への負荷の低減を図ることの重要性を認識し、それぞれの立場において環境保全に努め、行動を展開していくためのものであった。

イ 栃木県環境基本条例の制定

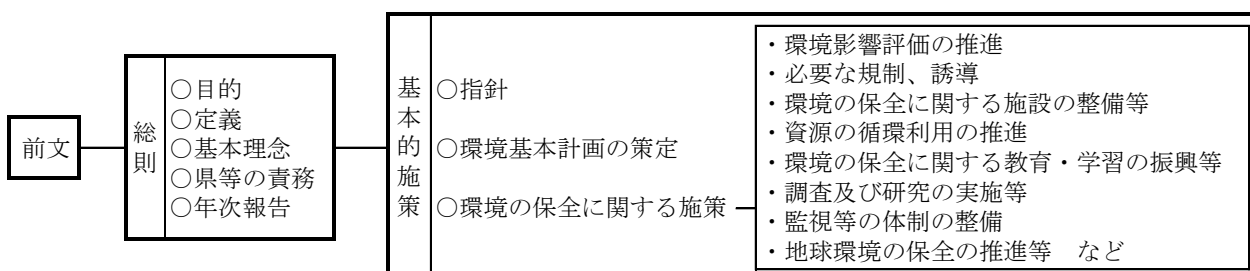
環境保全基本方針の策定作業の過程において、県議会や栃木県環境審議会などから、本県における環境に関する新たな法的枠組みを確立するため、条例化を求める意見が出された。

県としても、今後の環境施策の推進をより強固なものとするため、環境基本条例の制定が必要と判断し、環境審議会への諮問・答申を経て、「栃木県環境基本条例」案を平成8（1996）年2月に議会に提出、翌月に議会の議決を受け、同年4月から施行された。

環境基本条例の制定により、環境保全基本方針の趣旨は、同条例に継承されることとなった。

(2) 環境基本条例の位置づけ

環境基本条例は、基本条例としてその規律の対象とする環境政策分野の施策の方向付けを行うものであることから、県行政の中で環境施策推進の基本となる規範として位置付けられるものである。



2 栃木県環境基本計画

(1) 計画策定の趣旨等

平成8（1996）年4月に施行された栃木県環境基本条例第10条の規定に基づき、平成11（1999）年3月に「栃木県環境基本計画」を策定し、環境保全対策の充実を図ってきた。

近年、地球温暖化に伴う気候変動による自然災害の頻発及び激甚化の懸念や、海洋環境を汚染し生態系への影響が懸念されるプラスチックごみなどの私たちを取り巻く様々な環境問題に加え、SDGsやカーボンニュートラル実現に向けた動きなどの新たな時代の潮流が見られる。

これらの状況を踏まえ、新たな「栃木県環境基本計画」を令和3（2021）年3月に策定した。

令和5（2023）年3月に「栃木県生活排水処理構想」の見直しを行い、目標値を変更したことに伴い、整合性を図る必要があるため、令和5（2023）年10月に環境基本計画を改定した。

(2) 計画の概要

ア 計画の位置付け

- 県の環境保全に関する基本的かつ総合的な計画
- 各主体の環境保全の取組の指針となる計画

イ 計画の期間

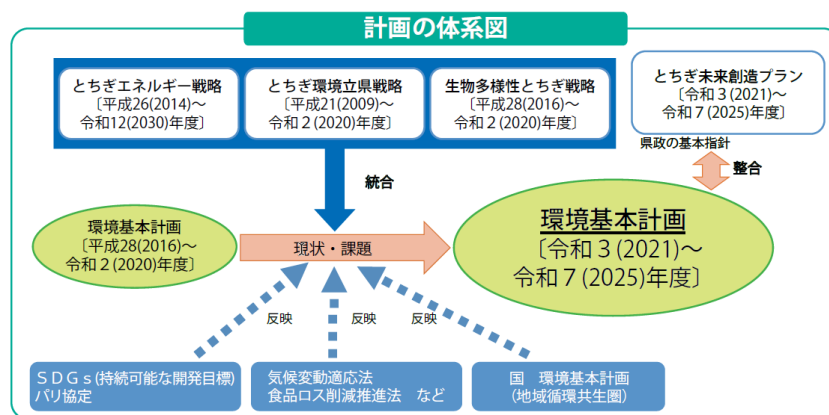
令和3（2021）～令和7（2025）年度の5か年（おおむね10年後を展望）

ウ 10年後の将来像

～環境の保全と利活用により、持続的な地域活性化につなげていく～
「守り・育て・活かす、環境立県とちぎ」

エ 基本目標

- ①脱炭素社会の構築と気候変動への適応を目指す「とちぎ」
- ②自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」
- ③良好な生活環境が保全された「とちぎ」
- ④人と自然が共生する「とちぎ」



(3) 計画の推進

計画に盛り込まれた各種の施策を着実かつ効果的に推進するため、とちぎ環境立県推進本部を中心に、目標達成状況、具体的施策の実施状況の把握などを全庁的な連携のもとに実施する。

毎年度、各部局の主要施策の実施状況や目標の達成状況を取りまとめ、とちぎ環境立県推進本部及び栃木県環境審議会に報告し、併せて「栃木県環境白書」を通じて公表する。栃木県環境基本計画の進捗状況については、第2部第1章に記載している。

計画の進捗状況に対する庁内の自己評価、県民等からの意見を参考に次年度の計画推進に向けた施策展開を図る。